

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03137

研究課題名(和文) 外国刑事管轄権からの免除に関する現代国際法の検証

研究課題名(英文) Analysis on the Modern International Law Concerning Immunity of State Officials from Foreign Criminal Jurisdiction

研究代表者

稲角 光恵 (Inazumi, Mitsue)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60313623

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：国家元首や公務員には外国の裁判権に服することを強制されない、いわゆる管轄権からの免除(immunity)があることが伝統的国際法の時代から認められてきたが、その条件や内容等の詳細については争いがある。本研究では免除に関する理論的問題を国連国際法委員会における法典化作業の検討を通じて明らかにした。また免除に関する慣習法についての見解の対立が国際的紛争を生じさせている状況を分析した。特にアフリカ諸国は外国刑事管轄権であろうが国際刑事裁判所の管轄権であろうが人的免除と事項的免除の絶対性は慣習法で確立しているとの主張を強め国際社会との対立を深めている。

研究成果の概要(英文)：Head of States and State officials enjoy immunities from the criminal jurisdiction exercised by foreign States. Although this rule of immunity is considered as a customary law, its actual conditions and scope are not clear. This study clarified the theoretical questions concerning immunity through the analysis of the draft convention concerning the immunity of State officials from foreign criminal jurisdiction elaborated by the United Nations International Law Commission. Also this study analysed various international conflicts on immunity. I analysed how the African States holds that both immunity *ratione personae* and immunity *ratione materiae* are absolute in character under customary international law. The African Union's court to be established in future confers absolute immunity to the Heads of State and Governments and other senior officials of the AU member States, being inconsistent with the understanding adopted by the UN International Law Commission.

研究分野：国際法

キーワード：免除 刑事管轄権 国際犯罪 国家元首 国際刑事法 国際法委員会

1. 研究開始当初の背景

国家元首や公務員には外国の裁判権に服することを強制されない、いわゆる管轄権からの免除 (immunity、免責特権又は特権免除とも称される) が与えられることが伝統的国際法の時代から慣習法上認められている。しかし他方で、第2次世界大戦後の現代国際法の時代には、重大な国際犯罪への非難と処罰を徹底する厳格な態度を国際社会が採用することにより、ニュルンベルグ原則や国際刑事裁判所 (International Criminal Court、以下 ICC) 規程第27条が定めるように、重大な国際法上の犯罪を犯した者はその公的地位に関わらず責任を追及されるとする「公的地位無関係の原則」が発展した。その結果、特定の地位又は身分にある者に対して刑事管轄権を行使して処罰することは免除の原則に従い禁止されているのか、それとも公的地位無関係の原則により可能なのか、相反する結論に至る原則が存在することとなった。すなわち、特定の地位にある者や国家行為の免除を尊重する伝統的な国際法規則と、重大な国際犯罪の処罰を国際社会の利益として発展してきた新しい国際法規則とが抵触し、免除の尊重と処罰の徹底という価値対立が顕在化していたのである。

このように、古くから存在する免除に関する慣習法と、国際法上の犯罪の刑事責任追及上で公的地位に関わらず処罰するとする新しい国際刑事法原則との対立の問題については学術的な論争のみならず実務においても対立と混乱が続いたため、この問題は、国連国際法委員会においても議題対象として掲げられるに至った。学説では、特に国際犯罪に関する刑事手続について公務員の免除を認めないとする免除の例外の有無について諸説存在し、国連国際法委員会においても見解が分かれている。国連国際法委員会等では免除が人的免除 (immunity *ratione personae*) と事項的免除 (immunity *ratione materiae*) の2種類が存在するとの認識で見解の一致が見いだされつつも両者を分けて議論されていない場面が多々あるなど、法典化作業の場でさえ詳細かつ綿密な議論が尽くされたとは未だ言えない状況にあり、同委員会における作業の進展とさらなる詳細な議論が待たれていた。

この論争は学術上の問題にとどまらない。なぜなら免除の原則を起因として現実に国際紛争が多発しているからである。例えば、バシール大統領や他のアフリカ諸国の政府要人に対する ICC の管轄権行使に対してアフリカ諸国の不満は高まっており、ICC への協力体制にも大きな亀裂をもたらしていたのであった。

2. 研究の目的

本研究は、政府首長や公務員といった特定の地位にある個人が外国国家の刑事管轄権に服することを強制されないという免除の原則に注目し、同原則の性質、内容、条件、役割などを明らかにすることを意図している。外国刑事管轄権からの免除を定めた伝統的な原則について、その伝統的な根拠と目的を踏まえて、内容及び条件の詳細とともに、他の国際法上の原則との関係を明確化することにより、免除に関する原則の現代国際法上の意義を探ることが研究の目的である。

上記「1. 研究開始当初の背景」で述べたように論争がありつつ十分な検討が行われていない状況があるため、最新の議論の進捗状況を反映した研究を行う必要性とともに、分野で分断されない考察の必要性を感じていたことが本研究を行いたいと希望する理由の一つであった。国際法学上、刑事管轄権からの個人の免除の問題は、外交特権を主軸とした外交領事関係法の分野の問題として扱われてきた。しかし、そもそも刑事裁判からの免除を受ける者は国家行為を行う地位又は身分にあるという点で個人責任と国家責任という国際責任の二重性が顕在化するのであり、国家責任と個人責任との関係、ひいては外国裁判からの国家の免除 (主権免除又は国家免除と称される) との関係も視野に入れる必要があり、国家責任法の分野にも足を踏み入れ考察されるべきと考える。残念ながら国際法の一般的な教科書等を見ても明らかかなように個人責任と国家責任とは全く異なる章で扱われ、その関係性の分析は行われていない。また、個人の刑事責任の追及と処罰徹底を国際社会の利益とする近年は、国際刑事法及び国際人道法の中で議論されてはじめてきている。さらに、免除の問題は、管轄権免除対象者が行った行為が拷問といった重大な人権侵害に該当するものや強行規範違反である場合に国際人権法とも関係する。この点、既存の国際法の教科書や論文において分野毎に断絶した形での分析が主流であることを残念に感じ包括的な視点での分析を行うことを希求した。

3. 研究の方法

刑事管轄権からの免除に関する原則の規範内容の明確化と現代国際法体系の中での同原則の位置づけを明らかにすることを研究目的とし、古典や学説を基にして伝統的国際法の時代からの同原則に関する議論を整理した上で、国連国際法委員会内で行われている法典化作業の特別報告者の報告書及び審議内容並びに条約条文案を資料とした分析と、最新の国際司法裁判所 (International Court of Justice、以下 ICJ) や ICC の判例及び免除に関して現在発生している国際紛争を題材とした分析を中心に行った。それらの題材を分析した上で、

免除に関する原則がどのような変化を遂げたか、現代国際法上の意義と役割など理論的な考察を国際法上の他の原則との関係を分野横断的な視点を保持しながら行い研究成果をまとめた。

免除の原則の明確化作業を行うが、まず、外国刑事管轄権からの免除が認められる原則の詳細を明らかにすることを試みた。国家元首や政府首長及び外務大臣並びに公務員など、対象者の地位及び身分が免除内容や免除範囲にどのような違いをもたらしているか整理した。「人的免除」と「事項的免除」の違いや、公務員や国家要員の範囲についての論争を踏まえて、伝統的国際法の時代からの慣習法とされる免除の原則の内容を理論的に分析した。この点は、古典的な著名論文とともに、国際法委員会が行っている法典化作業における特別報告者の報告書及び委員会内での議論を検証する形で分析を進めたい。さらに、外国管轄権からの個人の免除と国家の免除との相違点について考察し、免除対象者が個人責任と国家責任という二重の国際責任を発生させる行為を行いうる立場にあることの現代国際法上の問題点を挙げた。

外国管轄権からの免除は慣習法上認められてきた原則であるが、条件等の詳細については曖昧な点が残っている。そこで、免除の本質と時代変化に応じて同原則に対する社会からの期待と要請が変化してきたことを明らかにするためにも各国の見解の違いに注目した。

また、ICJ や ICC 等の判例や国家間紛争を取り上げた。国際的刑事裁判機関に公的地位無関係の原則が認められて免除の原則が排除された根拠は何なのか、公的地位無関係の原則の普遍性か、それとも国家管轄権と国際的な刑事裁判管轄権との本質的な違いか、理論的解明を試みた。特に、現在創設が模索されているアフリカ連合の裁判所の規程では免除の原則の尊重が謳われ、公的地位無関係の原則が採用されていないことから、国際的裁判機関の管轄権でも免除の原則が保持されている意義を探った。

4. 研究成果

本研究は平成 27 年度から 29 年度の 3 年間にかけて研究を行った。研究初年度は本研究費の支給が 11 月にずれこんだために研究の着手が遅れたが、次年度からは研究成果を各年毎に論文の形で発表した。

<平成 27 年度>

研究初年度は、まず基礎分析として、免除に関する原則の内容を明らかにすることに専念した。免除の原則は、慣習法の形態で確立したものであるため、伝統的国際法の時代から同原則の存在が認められつつも免除条

件など詳細についてはあいまいな点が多々あるため、免除の原則の現代国際法上の意義を探る前提として、原則の内容の明確化が必要とされているからである。国家行為を行う地位にある者が享有する免除についての国際規則の法典化作業を試みている国連国際法委員会の作業の検証を中心に行った。特別報告者の報告書の内容を検証し、委員会内での議論を追い、委員会が作成している条文案の妥当性を国連総会での議論も加えて分析をした。平成 27 年度時点で最新であった特別報告者 Hernandez 氏の第 4 報告書(UN Doc. A/CN.4/686)では、特に免除の要件の定義を定めた第 2 条案が検討され、事項的免除が認められるためには当該行為が「公的資格で遂行された行為」でなければならないという要件があることに鑑みこの要件の認定条件について検証されている。特別報告者は事項的免除の該当対象である公的資格で遂行された行為を、犯罪的な行為であり、国家のために遂行された行為で、主権の行為又は政府権力の要素が関わるものであると性格づけている。また、特別報告者は個人責任と国家責任との関係を「単一行為、二重責任」モデルで説明し、個人責任と国家責任が重複的に発生するとの見解を採用し、その理由として免除が行為の国家への帰属性が必要であり、事項的免除は国家と公務員により遂行された行為との関係が存在する場合にのみ正当化されるからと説明されている。しかしこの点については、国家責任との関係において国際法委員会内でも賛否両論があり、免除の例外の検証とともに熟考が必要とされている。このように国連国際法委員会内での議論の現状において、極めて抽象的かつ詳細に欠ける内容となっているが、詳細化ができていない現状こそが免除の原則に関する問題点を顕著に表しているとも考えられる。

<平成 28 年度>

平成 28 年度の研究では刑事管轄権からの免除に関する国際法規則の内容と現状を明らかにするため、国内裁判所及び ICJ 並びに ICC の判決や動向を検討した。国内裁判所判決としては、ICC からのバシール大統領逮捕状に反して逮捕を行わなかった南アフリカの最高裁判所の判決に注目し検討を行った。同判決では、ICC に協力する国が行使する管轄権に対しても国家元首等が享有する特権免除は有効であるのかの判断において、強行規範(ユス・コーゲンス)違反の行為について免除の原則の例外とする慣習法規則が確立したとまでは言えないと判示した点が注目される。これは伝統的な原則である人的免除が公的地位無関係の原則に優先することを示唆するとも考えられる。

同様に慣習法の内容について疑義が多様な場で表明されていることを確認した。外国刑事管轄権からの免除に関する特別報告者の第 5 報告書(A/CN.4/701)を、国連国際法

委員会における審議内容とともに研究した。特に、特定の国際法上の犯罪については人的免除は影響はないが事項的免除は否定されると定めた法典第7条案については詳細について議論が紛糾する可能性があったが、国連国際法委員会においての審議が遅れ第6条案までしか採択されずに次年度への審議持越しが決定されたため、法典草案と議論の動向を次年度も引き続き追うこととした。

また、アフリカ連合(AU)が新設を計画しているAUの司法機関に与えられる国際刑事管轄権ではAUの国家元首及び政府首長等が管轄権から免除されることを明文で定めていることに注目して、公的地位無関係の原則を定めているICCと比較して検討を行った。AUによって設けられた新国際刑事裁判制度は、現職の国家元首や政府首長及び政府高官に対しては訴追を行うことができないことが明文で定められている。すなわちAUの国際刑事裁判制度ではICCとは異なり、公的地位無関係の原則を排除して免除の原則に優先性を与えたのである。これは国際刑事法の潮流に逆行するとも見え、国際法解釈の理論対立を示している。免除の原則の優先は、ヨーロッパ諸国が行使する普遍的管轄権といった域外管轄権に対する反発や、アフリカ人の政府高官を標的としたICCの訴追に対する不満といった政治的理由もあるが、これは国際刑事法の生成者として中心的役割を果たしてきた欧米とアフリカ諸国との間での国際法規則の解釈の相違という理論上の問題を顕在化させていると分析した。この点に関する研究成果は、「アフリカ連合(AU)のアフリカ国際刑事裁判所の概要と特徴」と題して『金沢法学』第59巻1号に論説として発表した。

さらに、学術的な論争状況においても最新情報を得るため、管轄権からの免除に関する国際法規則が流動的な状態にあることを多角的に分析し議論した国際法学会(ベルギーのアントワープにて開催)に参加して見識を得た。以上の研究を通じて免除に関する国際法規則内容について各国及び裁判所間に見解の相違があることが明らかになり、理論構造の再構築を行う必要性を感じた。

<平成29年度>

研究最終年度は、国連国際法委員会における外国刑事管轄権からの免除に関する法典化作業の審議を追いつつ、法典案に対する各国の反応を分析し、免除に関する諸原則の規範性に関する論点と対立について明確にする研究を行った。免除に関する諸原則についての見解対立を明らかにする上では、国際法委員会構成員を含む学者の見解及び各国の見解とともに、種々の国際刑事裁判機関にて実務を担っている国際刑事法の法曹実務者の見解についても国際法曹実務家団体の会合に参加して調査を行った。

平成29年の国連国際法委員会において「外

国刑事管轄権からの国家要員の免除」に関する条約草案第7条案が審議されたが、特別報告者の条文案が大幅に修正された上で採択された点が注目される。特別報告者が第5報告書で提案していた第7条案の1項と2項は以下のとおりである。

「第7条案 免除が適用されない犯罪

1. 免除は以下の犯罪との関連において適用されない。

- (a) ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、拷問及び強制失踪
- (b) 贈収賄罪
- (c) 人又は財産に対して死若しくは重大な傷害を含む危害を加える犯罪で、そのような犯罪が法廷地国の領域内において犯され、かつ国家要員が当該領域に犯罪遂行時点で存在していた場合

2. 1は人的免除を享有する者については、その者が現職である間は適用しない。」

上記の特別報告者第7条案に対しては、特別報告者は既存の国際法規則の法典化作業ではなく国際法の漸進的発達を試みているとの批判が出され、起草委員会が提案した第7条案に差し替えられた。国連国際法委員会が暫定的に採択した第7条案は「事項的管轄権が適用されない国際法上の犯罪」とのタイトルの下、第1項で以下のように定めている。

「1. 以下の国際法上の犯罪に関しては外国刑事管轄権の行使からの事項的免除は適用されない。

- (a) ジェノサイド罪
- (b) 人道に対する罪
- (c) 戦争犯罪
- (d) アパルトヘイト犯罪
- (e) 拷問
- (f) 強制失踪」

国連国際法委員会内における特別報告者案の否定は、免除に関する原則についての見解の相違を如実に現していると考えられる。両案を比較するならば、まず第1に事項的免除が特定の犯罪に対しては適用されないこと(すなわち外国国家要員が被疑者であっても一国の警察及び司法機関が刑事管轄権を行使できること)を認めた上で、事項的免除が適用されない犯罪類型について意見の対立があったことが見てとれる。特別報告者が第7条1項案で複数の犯罪を列挙したのに対して、委員会内では反発があったため国連国際法委員会の起草委員会は対象犯罪を限定する方向で修正したのである。なお修正し犯罪類型数を減らしながらも特別報告者が挙げていなかったアパルトヘイト犯罪を追加した点は、それだけ人種差別犯罪の重大な犯罪性について委員会内で見解の一致があったことがうかがわれる。また、第2に、特別報告者の第7条2項案にあった人的免除の絶対性

については起草委員会案では一切触れておらず、議論が先送りにされたのであった。以上のように事項的免除の範囲（適用対象外とされる犯罪類型）や人的免除の絶対性について未だ委員間で見解の相違があることが解った。

また、研究最終年度であることから、分析を深めつつも研究成果の公表にも努めた。国際法協会（ILA）から依頼され2017年度研究大会（東京大学本郷キャンパス開催）にて研究報告を行い、国家元首や政府要人が刑事管轄権からの免除を享有することが慣習法上のルールであるとの見解をアフリカ諸国が採用した上で制度を構築している点について、アフリカ国際刑事裁判所構想に盛り込まれた原則にからめて説明し問題点を指摘した。報告内容の要旨は英文で Japanese Yearbook of International Law に公表した。

さらに平成 29 年度は Habré 事件の手続的処理の問題を研究した。元チャド大統領に対してセネガルとベルギーの国内裁判所が刑事訴追を試みながら成功せず、最終的にはアフリカ連合の補助の下でセネガル司法制度下にハイブリッド裁判所である「アフリカ特別法廷」を創設することにより裁判が実現した事例の管轄権問題を詳細検討し、いかに外国刑事管轄権が免除等の問題に直面し管轄権行使が難しいかを明らかにした。Habré 事件の処理は拷問や人道に対する罪といった国際犯罪について処罰の徹底を求める国際社会の要求と圧力の下、被疑者の亡命先であったセネガルが裁判を実施しようと試みつつも国内法上の問題や経費不足で足踏みする中、ベルギーが管轄権を行使して被疑者の引渡を請求したことにより、競合管轄権の国際紛争が発生した経緯がある。セネガルが訴追又は引渡のいずれも行っていない状況について ICJ はセネガルによる拷問禁止条約違反を認定したが、ICJ の判決後も、セネガルが既存の国内裁判所で裁判を実施しようとした場合、セネガル国内裁判所及びアフリカの地域的国際機関である ECOWAS 裁判所の判断に反することになってしまうというジレンマにセネガルは陥ったのである。そこでこの裁判不能の状況を回避するため、セネガルは AU の助けを借りてアフリカ特別法廷を設置したのであった。アフリカ特別法廷は、他国の元国家元首を裁くために一国の国内司法制度内に設置された法廷の初めての例である。Habré 事件を通じて、アフリカで発生した国際犯罪をアフリカの手で裁判を実施する上では、たとえアフリカ諸国が裁判を実施する意思があったとしても、刑法及び刑事訴訟法といった国内法の整備不足等の理由により各国の国内裁判所がその役割を実効的に果たすことができない可能性が露見したのであった。大陸外からの介入を排除しつつ正義の追求という国際社会からの期待に応えるためにも、アフリカで生じた国際犯罪をアフリカの手で裁判するという目標を達

成するためには、国際的な性格を有する裁判機関を整備する必要があるとアフリカ諸国に経験を通じて認識させたのが Habré 事件であったと言える。Habré 事件は、AU が国際的かつ地域的な刑事裁判機関（いわゆるアフリカ国際刑事裁判所）の必要性を説明する根拠の一つとなったのである。この研究成果は金沢法学 60 巻 2 号に論文として発表した。

また、平成 29 年度は刑事裁判と免除に関するロンドンとオランダの学会に出席して議論に参加した後、ロンドンの学会主催者から招待され英語による論文を執筆した。同論文は他の報告者の論文とともに International Human Rights Law Review（国際人権に関する学術雑誌）の学会特集号として平成 30 年度に掲載されるための査読にかかっている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3 件)

稲角光恵「アフリカ特別法廷(CAE)による元国家元首の裁判(Habré 事件)の意義」、単著、2018 年 3 月、『金沢法学』、第 60 巻 2 号、金沢大学、pp.53-73 (21p.)

Mitsue Inazumi "The Resistance of African States to the Development of International Criminal Law and the Idea of the African Criminal Court" Japanese Yearbook of International Law (International Law Association of Japan), Vol. 60 (2017), p. 556.

稲角光恵「アフリカ連合(AU)のアフリカ国際刑事裁判所の概要と特徴」、単著、2016 年 7 月、『金沢法学』、第 59 巻 1 号、金沢大学、pp.1-25 (25p.)

〔学会発表〕(計 1 件)

稲角光恵「国際刑事法の発展に対するアフリカ諸国の反発とアフリカ国際刑事裁判所構想」、国際法協会(ILA)2017 年度研究大会、平成 29 年 4 月 22 日、東京大学本郷キャンパス。

〔その他〕(計 2 件)

稲角光恵「子ども兵士」pp.261-262、稲角光恵「武力紛争への児童の関与に関する児童権利条約選択議定書」、p.549 .) 広島市立大学広島平和研究所編『平和と安全保障を考える辞典』、2016 年 3 月、法律文化社、701p.

稲角光恵「Morten Bergsmo, Cheah
Wui Ling and Yi Ping (eds.),
Historical Origins of International
Criminal Law, Volumes 1 and 2」,
2015年8月、第114巻2号、国際
法外交雑誌、pp.121-124

6. 研究組織

(1) 研究代表者

稲角 光恵 (INAZUMI Mitsue)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60313623